

各委員からの意見に基づく条例の条項案

条例項目		防府市（案）	各委員からの意見
目的		- 自治会が、地域住民相互の親睦及び交流並びに防災、防犯、福祉、環境美化その他の地域的な共同活動において重要な役割を果たしていることに鑑みます。 - 市民の自治会への加入及び自治会活動への参加の促進に関し基本理念を定めます。 - 自治会、市民、事業者及び市（以下「自治会等」という。）の役割を明らかにします。 - 自治会が将来にわたり持続的に活動できる環境の形成を図り、もって市民が共に支え合い、安全かつ安心して健やかに暮らすことができるまちの実現に寄与することを目的とします。	- 単身アパートの増加等により、地域関係が希薄化している（第1回） - 自治会は地域親睦と関係作りが大切なのではないか（第2回） - 条例で役割を明確化することが重要なのではないか（第2回） - 自治会の存在意義を明確化する必要があるのではないか（第2回） - 高齢者の見守り活動は自治会加入の大きな魅力のひとつである（第2回）
定義		〔用語の意義〕 - 自治会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であって、地域住民相互の親睦及び交流その他の地域的な共同活動を行うもの。 - 市民 市内に住所を有する者。 - 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人（市を除く。） - 住宅関連事業者 事業者のうち、市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理（以下「住宅の建築等」という。）を業として行う者（これらの者を代理し、又は媒介する者を含む。）。	
基本理念		〔自治会への加入及び参加の促進の基本理念〕 - 自治会等は、等しく地域を構成する一員であるという意識を持ち、相互理解及び協働の下に地域活動を行います。 - 自治会等は、自治会は地域活動の中核であり、今後も維持されるべき存在であることを認識し、共有します。 - 自治会、事業者及び市は、市民の多様な価値観及び自主性を尊重します。 - 市民、事業者及び市は、自治会の自主性及び自立性を尊重するとともに、地域及び自治会の規模その他特性に配慮して行います。	- 自治会と他団体との連携を強化する必要があるのではないか（第2回） - 条例制定における法的留意点の対応が必要（第2回） - 結社の自由などの憲法上の権利があるので、条例制定には注意する必要がある（第2回）
それぞれの役割	自治会の役割	- 自治会は、地域活動の担い手として、その自主性及び自立性に基づき、主体的に活動するよう努めるものとします。 - 自治会は、自治会への加入及び自治会活動への参加に関する市民の自発的な意思を尊重するとともに、自治会の意義及び活動に対する市民の理解を深め、その加入及び参加を促進するよう努めるものとします。 - 自治会は、その運営の透明性の向上を図るとともに、自治会の活動及び運営に関する情報を積極的かつ分かりやすく市民に提供するよう努めるものとします。 - 自治会は、活動及び運営の見直し又は効率化により役員その他自治会活動を担う者の負担軽減を図るとともに、次世代を担う人材の育成に努めるものとします。 - 自治会は、その活動を円滑に進めるため、自治会の連合体、他の自治会、事業者、地域活動を行う団体及び市と連携及び協力するよう努めるものとします。	- 高齢化等による役員のなり手不足（第1・2回） - デジタル化は自治会業務の改善の視点から重要（第1回） - 自治会費の集金業務の負担が大きい（第1回） - 自治会の活動内容を知らない人が多いのではないか（第1回） - 他の団体等と連携に消極的な自治会がある（第1回） - 自治会と他団体との連携を強化する必要があるのではないか（第2回） - 自治会は地域親睦と関係作りが大切なのではないか（第2回） - 自治会の存在意義を明確化する必要があるのではないか（第2回） - 若い人に仕事を任せてみる必要があるのではないか（第2回） - 自治会加入のメリットを明確化する必要があるのではないか（第2回） - 情報発信や広報等を行うべきではないか（第2回） - 結社の自由などの憲法上の権利があるので、条例制定には注意する必要がある（第2回）
	市民の役割	- 市民は、地域社会の一員であることを認識し、自治会の意義及び重要性について理解を深めるよう努めるものとします。 - 市民は、自治会への加入及び自治会活動への積極的な参加又は協力を努めるものします。	- 加入率の改善には条例の制定が必要（第1回） - 単身アパートの増加等により、地域関係が希薄化している（第1回） - 自治会費を払っていない人に対し、不公平感を感じる（第1・2回） - 自治会加入のメリットがあっても加入しない人をどのようにして加入させるか。（第2回）
	事業者の役割	- 事業者は、自治会の意義及び重要性を理解し、その事務所又は事業所が所在する地域の自治会活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとします。 - 事業者は、従業員が、その居住する地域の自治会に加入し、又は自治会活動に参加することができるよう、職場環境の整備に配慮するよう努めるものとします。	事業者も地域の一員として、自治会活動にしっかりと協力すべき（第1回）
	住宅関連事業者の役割	- 住宅関連事業者は、住宅の建築等を行うに当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対し、当該住宅が所在する地域の自治会に関する情報を提供するよう努めるものとします。 - 住宅関連事業者は、住宅の建築等を行うに当たっては、当該住宅に入居しようとする者と当該住宅が所在する地域の住民との良好な近隣関係の形成に資する情報を提供するよう努めるものとします	- 単身アパートの増加等により、地域関係が希薄化している（第1回） - 住宅関連事業者から自治会加入を勧めると加入率が良くなる（第2回）
	市の役割	- 市は、基本理念にのっとり、市民の自治会への自発的な加入及び自治会活動への積極的な参加を促進するため、必要な施策を総合的に推進するものとします。 - 市は、市民の自治会への理解と関心を深めるための広報活動及び啓発活動を積極的に行うものとします。 - 市は、自治会に対し、自治会活動に関する相談、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとします。 - 市は、事業の実施に当たり、自治会に協力を依頼する場合においては、自治会の負担が過重なものとならないよう十分に配慮します。 - 市は、職員が、その居住する地域の自治会に加入し、又は自治会活動に参加することができるよう、職場環境の整備に努めるものとします。	- 行政や他の団体から依頼される業務の負担が大きい（第1・2回） - 自治会の活動内容を知らない人が多いのではないか（第1回） - 情報発信や広報等を行うべきではないか（第2回）